

## 児童扶養手当支給事務指導監査 実施状況(北海道厚生局)

### 1 実地指導監査の状況（監査対象自治体数:1道35市）

令和2年度の実地指導監査は、1道1市を対象に実施しました。

### 2 実地指導監査結果

実地指導監査結果の集計及び監査結果の概要は以下のとおりです。

#### (1) 指導監査の結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
1. 主管課の業務体制の状況	0	0	0
2. 関係機関等との連携の状況	0	0	0
(1) 関係機関との連携の状況	0	0	0
(2) 関係部課との連携の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
3. 広報の状況	0	0	0
(1) 広報の時期、内容	0	0	0
(2) 広報媒体の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	0	1	1
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	0	0	0
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	0	1	1
(3) その他	0	0	0
5. 認定請求書受理の状況	0	1	1
(1) 認定請求書受理の状況	0	1	1
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成指導の状況	0	0	0
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	0	0	0
(4) 公的年金受給権の確認の状況	0	0	0
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況	0	0	0
(6) その他	0	0	0

<b>6. 認定請求書の審査及び決定の状況</b>	0	0	0
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照合)の状況	0	0	0
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得についての確認(課税台帳等との照合)の状況	0	0	0
(3) 提出書類の審査、決裁の状況	0	0	0
(4) 受付から決定までの事務処理時間の状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
<b>7. 現況届の処理状況</b>	0	0	0
(1) 現況届受理の状況	0	0	0
(2) 課税台帳等の照合の状況	0	0	0
(3) 審査、決裁の状況	0	0	0
(4) 受付から決定まで事務処理期間の状況	0	0	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	0	0	0
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認されている者の取扱いの状況	0	0	0
(7) その他	0	0	0
<b>8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況</b>	0	0	0
(1) 受給者への事前通知	0	0	0
(2) 適用除外届出書等の受理状況	0	0	0
(3) 審査・決裁の状況	0	0	0
(4) 未提出者に対する連絡・相談などの手続きの支援状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
<b>9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況</b>	0	4	4
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	0	0	0
(2) 審査及び提出の状況	0	0	0
(3) 職権による事務処理の状況	0	1	1
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保管の状況	0	0	0
(5) その他	0	3	3
<b>10. その他</b>	0	0	0
<b>合 計</b>	0	6	6

(2) 指導監査結果概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
1. 主管課の業務体制の状況	
○障害認定医の委嘱	(指摘事項なし)
2. 関係機関等との連携の状況	
○所得更正の確認	(指摘事項なし)
3. 広報の状況	
○広報の充実	(指摘事項なし)
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
○受付処理簿の整備	受付処理簿が作成されていないので、作成して受付書類の処理経緯を確実に記録するようにお願いします。
5. 認定請求書受理の状況	
○受理時における添付書類の整備	母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求書の認定事務について、事実婚解消等調書が未添付であったため、事実婚解消等調書があることを確認した上で認定するようにお願いします。
○公的年金受給資格の確認	(指摘事項なし)
6. 認定請求書の審査及び決定の状況	
○受付から決定までの事務処理時間の状況	(指摘事項なし)
7. 現況届の処理状況	
○受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	(指摘事項なし)
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	
○一部支給停止適用除外事由届出書の受理状況	(指摘事項なし)

9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	
○職権による資格喪失の事務処理	資格喪失に至る状況の確認が不十分なまま職権による資格喪失処理が行われていました。職権による資格喪失処理を行うには十分な確認をとった上で適切に処理するようお願いいたします。
○「辞退」を事由とした資格喪失の事務処理	「辞退」を事由とした資格喪失処理を行っている事例が見受けられました。「辞退」は児童扶養手当法の定める資格喪失事由には当たらないことから、当該事由による資格喪失処理は行わないようお願いします。
○離婚の取り消しに係る事務処理	離婚が取り消された受給資格者に対して、資格喪失処理が行われていました。当該事例では、離婚の取り消しにより認定請求書提出時点で支給要件に該当しなくなるため、資格喪失処理ではなく認定の取り消しを行うようお願いいたします。
10. その他	
○住所変更届に係る事務処理	(指摘事項なし)